平成27年

第4回市議会定例会 議案第19号

函館市公民館条例の一部改正について

函館市公民館条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成27年12月2日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市公民館条例の一部を改正する条例

函館市公民館条例(昭和48年函館市条例第83号)の一部を次のように改正する。

第1条中 第1条中 函館市戸井公民館 函館市浜町290番地1 「函館市亀田公民館 函館市富岡町1丁目18番3号」に改める。 第4条を次のように改める。

第4条 削除

第9条の見出しを「(利用料金)」に改め、同条第1項中「(函館市戸井公民館の使用者を除く。次項において同じ。)」を削り、同条第4項を削る。

第10条の見出しを「(利用料金の減免)」に改め、同条第2項を削る。

第11条の見出しを「(利用料金の不還付)」に改め、同条第2項を 削る。

第16条第1項中「函館市公民館および函館市亀田公民館」を「公民館」に改め、同条第2項第1号中「函館市公民館および函館市亀田公民館に係る」を削り、同項第2号および第3号中「函館市公民館および函館市亀田公民館」を「公民館」に改める。

別表3を削る。

附則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(提案理由)

戸井公民館を廃止するため